

BSL-3 実験室及び安全キャビネット点検業務委託仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、山形県衛生研究所長 水田克巳（以下「発注者」という。）が検査業務に用いる検査機器等の点検業務を委託するに当たり、業務を円滑かつ安全に実施するための内容を定めるものである。

(適用)

第2条 本仕様書は、発注者が所有する、別表1「契約機器一覧」に定めるBSL-3実験室の装置及び安全キャビネット（以下「契約機器」という。）の点検業務に適用するものとする。

(業務の内容)

第3条 業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約機器の点検作業の実施及び報告
- (2) 本業務に関し発注者が指示する事項

(業務を行う場所)

第4条 点検作業は、契約機器の設置場所である山形県衛生研究所において行うものとする。

(業務の履行)

第5条 受注者は契約書、仕様書、その他関係書類に基づき業務を誠実に履行しなければならない。業務の履行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令並びに発注者の指示を遵守しなければならない。

(業務状況の調査)

第6条 発注者は、必要に応じて、いつでも業務状況を受注者に報告させ、その状況を調査することができる。

第2章 書類

(提出書類)

第7条 受注者は、業務完了後、速やかに点検作業報告書を作成し、発注者に2部提出するものとする。

第3章 作業要項

(点検作業等)

第8条 発注者は、点検作業の実施に際し、受注者の要請に従い契約機器を点検作業に適する状態にするものとする。

2 受注者が本委託契約に基づき提供する点検作業内容は、別表2「点検作業内容」に定める。

ただし、受注者の専門的知見に基づく厚意による作業事項の追加にあつては、これを妨げない。

3 受注者は、作業内容を変更する場合は、発注者に書面で通知し、承諾を得るものと

する。

4 受注者は、別表3「保守部品リスト」に掲げる保守部品について、点検作業時に準備し交換する。

5 受注者は、契約機器の点検作業中に次の事態が生じたときは、速やかに発注者に届け出て指示を受けるものとする。

(1) 契約機器に、直ちに修繕すべき故障の存在が明らかになったとき

(2) 別表3に掲げる保守部品及び発注者が準備した消耗部品以外に、直ちに交換すべき部品の存在が明らかになったとき

(3) 契約機器に関する点検作業が実施不可能または不適當であると判断されたとき

(4) 点検作業が継続できない事由が生じたとき

(点検作業時間)

第9条 点検作業時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 受注者が午後5時15分を超えて引き続き作業を行う必要が生じた場合は、その理由を書面にて提出し、発注者の了承を得なければならない。

(便宜の提供)

第10条 発注者は、本委託契約に基づく点検業務の実施に際し必要な施設、電力、水道、ガスなどをその使用場所で受注者に無償で提供するものとする。

(適用除外)

第11条 委託契約締結後に、契約機器の製造者（以下「機器メーカー」という。）により製造、販売及び取り付けられた機器は、別途定めがない限り、契約機器の対象外とする。

2 機器メーカー以外から供給を受けた製品並びに受注者に通知することなく契約機器を変更、修正及び改造した場合は、本委託の対象外とする。

第4章 その他

(知的財産権)

第12条 点検業務の実施により、新たに発明・考案された特許、意匠、実用新案及び商標あるいは創作された著作物に関わる全ての権利は、受注者に帰属する。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者は、本契約の履行にあたり、知り得た相手方の業務上の秘密事項、または相手方の不利益となる事項を、相手方の許可なくして第三者に漏洩してはならない。

ただし、公知のもの、自己の責めによらずして公知となったもの、本契約締結以前にすでに所有していたもの、あるいは第三者から適法に取得したものはこの限りではない。

(協議事項)

第14条 本仕様書に定めのない事項は、発注者、受注者協議のうえ、これを決定するものとする。

別表1 「契約機器一覧」

I BSL-3実験室

装 置 名		備考
空調機	P F H V - P 2 6 5 M - E - F	
	M P K Z - P 6 3 K L K	
排気ファン	C E S - 1 0 1 V	
クリーンルーム並び低温室パネル回り		
外気処理ユニットフィルター		
バイオハザード対策キャビネット	N S E - 2 1 0 0 I I B 2	

II 安全キャビネット

株式会社ダルトン製 N S C - I I B 3 - 1 8 0 0

別表2 「点検作業内容」

I BSL-3実験室

1 空調機部

点検箇所		点検内容	判定基準	備考
1-1	空調機	外観の目視点検	異常のないこと	
		メガ測定	異常のないこと	
		電源電圧測定	異常のないこと	
		運転電流測定	異常のないこと	
		各空調機冷媒回路運転圧力	異常のないこと	
		各空調吹き出し温度測定	異常のないこと	
		各空調機室内外機送風機点検	異常のないこと	
1-2	ダクト関連	ダクト接続部、保温状況の目視点検	異常のないこと	

2 排気ファン部

2-1	排気ファン	外観の目視点検	異常のないこと	
		メガ測定	異常のないこと	
		電源電圧測定	異常のないこと	
		運転電流測定	異常のないこと	
		風量測定	異常のないこと	

3 クリーンルーム並び低温室パネル回り

3-1	加湿器	運転電流測定	異常のないこと	
		本体アース測定	異常のないこと	
		加湿状況	異常のないこと	
3-2	電源操作盤	電源電圧測定	異常のないこと	
		各線アース測定	異常のないこと	
		漏電遮断器動作確認	異常のないこと	
3-3	盤外観	扉開閉状況	異常のないこと	
		各電流計、電圧針指針確認	異常のないこと	
		各ランプ切れ確認	異常のないこと	
		漏電遮断機動作確認	異常のないこと	
3-4	換気ダクト並び給気及び外気ダクト	各回路端子メガ測定	異常のないこと	
		電源電圧測定	異常のないこと	
		運転電流測定	異常のないこと	
		風量の測定	異常のないこと	
		送風機点検	異常のないこと	
		VD/MD確認	異常のないこと	
		保温状況確認	異常のないこと	
		HEPAフィルター交換	交換実施	
3-5	クリーンルームパネル回り	扉状況	異常のないこと	
		パネル接続確認	異常のないこと	
3-6	室内照明	スイッチにて点灯、消灯試験	異常のないこと	
		蛍光管の消耗状態確認	異常のないこと	

3-7	室内環境測定	各室温度測定	異常のないこと	
		各室湿度測定	異常のないこと	

4 外気処理ユニットフィルター部

点検箇所		点検内容	判定基準	備考
4-1	ユニットフィルター	風量の測定	異常のないこと	
		中性能フィルター交換	交換実施	
		プレフィルター交換	交換実施	

5 バイオハザード対策キャビネット部

5-1	フィルター部	風速測定	異常のないこと	
		流入風速測定	異常のないこと	
		HEPAフィルター交換	交換実施	
5-2	外観検査	表面凹凸、へこみ確認	異常のないこと	
		塗装面確認	キズ確認	
5-3	動作確認	蛍光灯・殺菌灯点灯確認	異常のないこと	
		前面シャッター動作確認	異常のないこと	
5-4	気流方向試験	気流確認	異常のないこと	
5-5	清浄度試験	パーティクル測定	異常のないこと	
5-6	騒音レベル	騒音測定	異常のないこと	
5-7	照度試験	照度測定	異常のないこと	
5-8	絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	異常のないこと	
5-9	運転調整	キャリブレーション・ダンパー調整	数値の適正化	

※1 各点検箇所について判定を行うこと。

※2 判定により処置が必要な項目については、即時対応可能な事項は処置を行い、その内容（不具合部分とその状況及び具体的処置）について報告書に記載すること。

※3 部品交換の必要が発生し、即時対応が不可能なものについては、該当する部品リスト（内容、名称、品番、部品の区分（消耗品か否か）、部品単価、必要数量、その他必要な情報）を受注者が作成し、発注者へ提出して判断を仰ぐこと。

※4 作業データについては、作業の内容に応じて、報告書に添付すること。また、備考欄に記載のある点検箇所については、その内容の書類を必ず添付すること。

II 安全キャビネット

点検箇所		内容	点検項目
1	フィルター部	風速測定	異常のないこと
		流入風速測定	異常のないこと
		HEPAフィルター交換	交換実施
2	外観検査	表面凹凸、へこみ確認	異常のないこと
		塗装面確認	キズ確認
3	動作確認	蛍光灯・殺菌灯点灯確認	異常のないこと
		前面シャッター動作確認	異常のないこと

4	気流方向試験	気流確認	異常のないこと
5	清浄度試験	パーティクル測定	異常のないこと
6	騒音レベル	騒音測定	異常のないこと
7	照度試験	照度測定	異常のないこと
8	絶縁抵抗試験	絶縁抵抗測定	異常のないこと
9	運転調整	キャリブレーション・ダンパー調整	装置の適正化

※1 各点検箇所について判定を行うこと。

※2 判定により処置が必要な項目については、即時対応可能な事項は処置を行い、その内容（不具合部分とその状況及び具体的処置）について報告書に記載すること。

※3 部品交換の必要が発生し、即時対応が不可能ものについては、該当する部品リスト（内容／名称品番、部品の区分（消耗品か否か）、部品単価、必要数量、その他必要な情報）を受注者が作成し、発注者へ提出して判断を仰ぐこと。

※4 作業データについては、作業の内容に応じて報告書を添付すること。

別表3 保守部品リスト

I BSL-3実験室

品 名		規 格	数量
1	HFU-1 用H E P Aフィルター	610×610×150 捕集効率 0.3 μ m 粒子にて 99.97%以上	2
2	0AU-1 用H E P Aフィルター	610×610×290 捕集効率 0.3 μ m 粒子にて 99.97%以上	1
3	中性能フィルター	610×610×65 捕集効率 光散乱積算法 90%	1
4	プレフィルター	610×610×10 不織布	2
5	換気扇用プレフィルター	400×400×10 不織布	1
6	空調機用ファンベルト	Vベルト A-50	1
7	給気用H E P Aフィルター	410×910×65 捕集効率 0.3 μ m 粒子にて 99.99%以上	2
8	排気用H E P Aフィルター	380×760×150 捕集効率 0.3 μ m 粒子にて 99.99%以上	2
9	プレフィルター	400×440×12 不織布	1

II 安全キャビネット

品 名		規 格	数量
1	循環用H E P Aフィルター	1727×533×150 捕集効率 0.3 μ m 粒子にて 99.99%以上	1
2	排気用H E P Aフィルター	762×610×290 捕集効率 0.3 μ m 粒子にて 99.99%以上	1